

※受付印

特別徴収への切替申請書

※特別徴収への切替は2月10日受付分までとさせていただきます。

年 月 日 提出 十和田市長あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 -					特別徴収義務者指定番号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ						担当者連絡先	所属		
		名称(氏名)							氏名		
		代表者職氏名							電話	-	-
		法人番号									
給与所得者	フリガナ						普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。			
	氏名							〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。【注意事項】 1、2をご覧ください。			
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日					特別徴収開始予定月	月分(月 日納入期限分)から特別徴収を開始します。【注意事項】 3、4をご覧ください。			
	1月1日現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					届出理由	1. 入社(月 日) 2. その他()			
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合電話連絡します。【注意事項】 3、4をご覧ください。			
受給者番号						新規の場合、納入書必要の有無についてご記入ください。(要 ・ 不要)					

【添付書類】

1. 普通徴収納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納入期限未到来分)を添付してください。)

※すでに納付済みの納付書(領収書)や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

1期…6月30日	2期…8月31日
3期…10月31日	4期…1月31日

2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 原則10日(休日の場合は翌平日)までに受付したものは提出する月の翌月分から、11日以降に受付したものは翌々月分からの変更となります。
4. 2月12日～4月15日までに受付したものは、次年度(令和7年6月分)からの切替となります。

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

※市記入欄	
入力	照合

◎現年度分の特別徴収への切替は2月10日受付分までとなります。
◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。